

12. 1. 24

492号

部会

横浜船渠株式會社職工規則改正ニ関スル件

神奈川県報

首魁會社ハ一昨年来数次労働争議ニ幸キ經驗ヲ嘗ミテ先
 結果トシ遂ニ船渠ノ不況ニ對シ本月一日職工規則ノ一部ヲ改正
 シ更ニ誓約書ヲ作製シ四日職工ニ對シ誓約書ヲ呈收セシムル
 ガ職工側ノ一部ヲ於テハ斯ク如キ誓約書ヲ提出スルニ於テハ今後會
 社ノ事業不振ニ陥リタリトモカ會社ハ解雇手當ノ支給ヲ考慮シ
 此々々々規則違反ニモ誓約書ヲ楯ニ無条件解雇セラルヤモ知レズトテ
 寄々恠懐中ニルガ會社側ニ於テハ其ノ誤解ヲ解ク為メ十八日共済
 會幹事ヲ會社事務室ニ招集シ官水事務ヲ今更職工規則一部
 改正ノ精神ハ眞面目ナル道義的職工ヲ保護スル共ニ能力増進ヲ圖
 リ以テ今更職工共ニ此ノ不況ノ難關ヲ突破シ艱苦ヲ来ルベキ好況時

上會局